

○朝日町請負工事等指名審査会規程

昭和55年9月16日

訓令第2号

改正 昭和60年5月1日訓令第1号

平成3年6月21日訓令第1号

平成7年6月29日訓令第6号

平成9年3月19日訓令第3号

平成12年3月17日規程第1号

平成15年7月1日訓令第5号

平成16年3月18日訓令第2号

平成19年3月30日告示第39号

平成19年7月2日告示第52号

平成21年4月20日告示第25号

平成22年11月1日告示第23号

平成23年6月27日告示第40号

平成25年1月11日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、本町が執行する工事等に関し、請負業者の公正な選定について、必要な事項を定め、工事等の適正な執行を図り、契約の履行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、朝日町請負工事等指名審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 請負業者の総合的能力の判定を行うための格付基準を作成すること。
- (2) 前項の規定により請負業者の格付を行い、朝日町請負工事入札指名資格者名簿を作成すること。
- (3) 設計金額300万円以上の工事請負及び契約予定金額200万円以上の設計、測量、調査等の委託契約に係る指名競争入札の参加者の選定、入札及び契約の条件について審査すること。
- (4) 前3号のほか、工事等に関して会長が特に必要と認める事項について審査すること。

(組織)

第4条 審査会は、会長及び委員で組織する。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、企画情報課長、産業建設課長、上下水道課長及び教育課長をもって充てる。

4 前項の委員の担当課(室)外事業の場合は、その所管担当課長を委員に含める。

(会長)

第5条 会長は、審査会を代表して会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(回議)

第7条 会長において急施を要する案件で、審査会委員を招集することができないときは、委員に回議して会議の審査に代えることができる。

(専門部会)

第8条 審査会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の長は、会長があらかじめ指名した委員が充たり、部会員は、その都度会長が委員のうちから指名する。ただし、会長が必要と認めるときは、部会員に委員以外の職員を指名することができる。

3 部会は、その専門事項に関する調査を終了したときに解散する。

(資料の提出等の要求)

第9条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、必要があるときは、関係職員に対し資料の提出、説明等を求めることができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(指名の排除)

第11条 審査会は、業者が次の各号の一に該当するときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第2項の期間内において指名から排除することができる。

- (1) 令第167条の4第2項各号に該当する者
- (2) 町工事以外の工事等に関し、不正の行為をした者
- (3) 汚職事件に関係した者
- (4) 会計検査院等の検査において重大な指摘を受けた者

2 前項の期間は、審査会で決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年訓令第1号)

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成7年訓令第6号)

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年訓令第3号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第5号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第2号)抄

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第39号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役の経過措置)

2 この規程の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、改正前の朝日町請負工事指名審査会規程第4条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成19年告示第52号)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成21年告示第25号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年告示第23号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第40号)抄

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第1号)抄

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。